

## 企画専門調査会に当面調査審議を求める事項

(平成16年12月24日食品安全委員会決定)

食品安全委員会専門調査会運営規程(平成15年7月9日食品安全委員会決定)第3条第1項において、「企画専門調査会は、食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議する」とこととされている。

また、平成16年度食品安全委員会運営計画(平成16年4月1日食品安全委員会決定)第2の1において、企画専門調査会が、食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項(平成16年1月16日閣議決定。以下「基本的事項」という。)のフォローアップ、平成17年度食品安全委員会運営計画の審議、食品安全委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討に資するための危害情報等に関する報告の聴取・検討等を行うことが掲げられている。

これらの規定等に基づき、企画専門調査会に対し、当面、以下の事項について調査審議を求める。

- 1 基本的事項のフォローアップ
- 2 平成17年度食品安全委員会運営計画の審議
- 3 食品安全委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討に資するための危害情報等に関する報告の聴取・検討

(参考)

## 食品安全委員会専門調査会運営規程(抜粋)

(平成15年7月9日食品安全委員会決定)

(専門調査会の所掌)

第3条 企画専門調査会は、食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議する。

2～4 (略)

## 平成16年度食品安全委員会運営計画(抜粋)

(平成16年4月1日食品安全委員会決定)

### 第2 委員会の運営全般

#### 1 会議の開催

##### 企画専門調査会の開催

- ・ 「平成15年度の食品安全委員会の運営のあり方について」(平成15年10月29日企画専門調査会意見)のフォローアップ、平成15年度食品安全委員会運営状況報告書の審議(6月ごろ)
- ・ 基本的事項のフォローアップ(12月ごろ)
- ・ 平成17年度食品安全委員会運営計画の審議(平成17年2月ごろ)
- ・ 委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討に資するための危害情報等に関する報告の聴取・検討(少なくとも6ヶ月ごと)